第 56 回スーパーマーケット・トレードショー2022 山形県ブース 出展事業者研修実施業務仕様書(企画提案用)

1. 委託業務

第 56 回スーパーマーケット・トレードショー2022 山形県ブース出展事業者研修実施業 務

2. 期間

契約締結の日~令和4年3月31日まで

3. 事業目的

山形県産農林水産物を使用した加工食品等の商品力及び出展事業者の営業力向上を図る研修事業を実施することにより、第56回スーパーマーケット・トレードショー2022山形県ブース(以下「山形県ブース」)での成約向上につなげるもの。

4. 業務内容

発注者と業務内容に関する具体的な協議を行い、次の業務を実施する。

(1) 事前研修会①の実施

〈実施日〉

令和3年11月から12月(1回)

〈定 員〉

山形県ブース出展事業者 約20名程度

〈内 容〉

山形県ブースでの成約向上に向けた内容

〈会 場〉

定員を収容できる会場(山形市内)

なお、県関係施設等の無償使用は想定していないことから、受託者において会場使用料を負担すること。

〈その他〉

- ・ 研修会全体の時間は150分程度とする。
- ・ 山形県ブース出展予定 22 社のうち 16 社については前回に続いての出展となる ことから、前回出展した事業者に対しても有益な内容にするとともに、グループ ワークの実施等により、前回出展した事業者の経験等を全体で共有できる内容と すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況等により、オンラインで開催する場合がある ことから、その場合の実施方法についてもあらかじめ示すこと。

(2) 事前研修会②の実施

〈実施日〉

令和4年2月15日(火)午後

〈定 員〉

山形県ブース出展事業者 約20名程度

〈内 容〉

山形県ブースでの成約向上に向けた内容(※各出展事業者のブースチェックは必須) 〈会場〉

幕張メッセ (千葉県千葉市美浜区中瀬2-1)

(3) 事後研修会の実施

〈実施日〉

令和4年2月下旬から3月(1回)

〈定 員〉

山形県ブース出展事業者 約20名程度

〈内容〉

山形県ブース出展後の成約に向けた内容

〈会 場〉

定員を収容できる会場(山形市内)

なお、県関係施設等の無償使用は想定していないことから、受託者において会場使 用料を負担すること。

〈その他〉

- ・ 研修会全体の時間は150分程度とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況等により、オンラインで開催する場合がある ことから、その場合の実施方法についてもあらかじめ示すこと。

5. 成果品

本業務の成果品として、業務の実施状況や実施状況等を記載した業務完了報告書を2部 提出すること。

6. その他留意事項

- (1) 業務委託の円滑な遂行を図るため、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等について適宜報告し、委託者の指示に従うこと。
- (2) 個人情報の取扱いについては、各種法令順守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定める事項以外の事項については、委託者の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。 以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することの ないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、 又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは 作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。た だし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、 随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

- 第 11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- (注)1 発注者は実施機関、受注者は受託者をいう。